

(2) 評価対象地の事例

新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	19	区域名	閉伊川広域流域（岩手県上閉伊郡大槌町）
-------	----	-----	---------------------

Ⅰ 必須事項				Ⅱ 優先配慮事項			
審査の内容			判定	評価指標			評価
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること			○	1. 有効性（１）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」			A
・対象地は、東日本大震災で発生した山林火災の被害地。 ・対象地の林況は、粗悪林相地（火災被害地）。				A・・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。			
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること			○	1. 有効性（１）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」			
・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能				A・・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。 ・大槌・気仙川地域森林計画、大槌町森林整備計画に適合したものとなっている。			
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用対効果分析の結果が1.0以上であること			○	2. 効率性（１）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」			A
総便益（B） 69,009千円 総費用（C） 25,032千円 ・B／C ＝ 2.76				A・・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。			
4. 事業の採択要件を満たしていること 独立行政法人森林総合研究所業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること			○	3. 事業の実施環境等（１）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」			
・対象地は保安林指定予定（水涵）、林況は粗悪林相地（火災被害地）、権利関係は問題なし。 ・対象地の契約見込面積は12ha。 ・治山事業による実施の計画はない。 ・事業の重点化要件に該当（流域内の重要水源）。				A・・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。			
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること			○	3. 事業の実施環境等（２）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」			－
・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望。 ・造林者は造林能力のある花巻市森林組合を予定。				A・・・他事業との連携が図られた計画となっている B・・・他事業との連携について調整中である C・・・上記A、B以外の計画である。 －・・・該当しない ・計画なし			
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること			○				
・対象地の自然環境は標高330m、平均傾斜30° 以上、土壌BDであり、スギ、カラマツの適地。 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成。							

新規採択箇所の現況

閉伊川広域流域〔対象地番号：19〕

イワテケン カミヘイガン オオツチチョウ
岩手県 上閉伊郡 大槌町

（粗悪林相地※、造林地所有者：会社）

※東日本大震災による山林火災被害地で、大槌町から流域内の重要水源として水源林の整備が求められている。



新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	58	区域名	富士川広域流域（静岡県伊豆の国市）
-------	----	-----	-------------------

Ⅰ 必須事項				Ⅱ 優先配慮事項			
審査の内容				評価指標			
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること				1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」			
・対象地は、重要流域である北伊豆流域内に位置。 ・対象地の林況は無立木地。				A・・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。			
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること				・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。			
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用対効果分析の結果が1.0以上であること				1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」			
総便益（B） 47,225千円 総費用（C） 19,168千円 ・B／C ＝ 2.46				A・・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。			
①水源かん養便益 27,310千円 ②山地保全便益 15,799千円 ③環境保全便益 3,667千円 ④木材生産等便益 449千円				・富士地域森林計画、伊豆の国市森林整備計画に適合したものとなっている。			
4. 事業の採択要件を満たしていること 独立行政法人森林総合研究所業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること				2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」			
・対象地は保安林指定(水涵)、林況は無立木地、権利関係は問題なし。 ・対象地の契約見込面積は8ha。 ・治山事業による実施の計画はない。 ・事業の重点化要件に該当（重要流域の北伊豆地区流域内）。				A・・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・・上記A、B以外の計画である。			
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること				・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。			
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること				3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」			
・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望。 ・造林者は造林能力のある田方森林組合を予定。				A・・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・・上記A、B以外の計画である。			
・対象地の自然環境は標高500m、平均傾斜緩5°～15°未満、土壌BDであり、スギ、ヒノキの適地。 ・自然環境・景観に配慮した針広混交林を造成。				・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。			
				3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」			
				A・・・他事業との連携が図られた計画となっている B・・・他事業との連携について調整中である C・・・上記A、B以外の計画である。 －・・・該当しない			
				・計画なし			

新規採択箇所の現況

富士川広域流域〔対象地番号：58〕

シズオカカン イズ クニシ
静岡県 伊豆の国市

（無立木地、造林地所有者：市町村）



新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	75	区域名	神通・庄川広域流域（岐阜県飛騨市）
-------	----	-----	-------------------

Ⅰ 必須事項				Ⅱ 優先配慮事項			
審査の内容				評価指標			
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること				1. 有効性（１）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」			
・対象地は、重要流域である神通川流域内に位置。 ・対象地の林況は無立木地。				A・・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。			
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること				・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。			
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用対効果分析の結果が1.0以上であること				1. 有効性（１）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」			
総便益（B） 70,620千円 総費用（C） 33,860千円 ・B／C ＝ 2.09				A・・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。			
4. 事業の採択要件を満たしていること 独立行政法人森林総合研究所業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること				・宮・庄川地域森林計画、飛騨市森林整備計画に適合したものとなっている。			
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること				2. 効率性（１）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」			
・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望。 ・造林者は造林能力のある飛騨市森林組合を予定。				A・・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・・上記A、B以外の計画である。			
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること				・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。			
・対象地の自然環境は標高760m、平均傾斜急（30°以上）、土壌BCであり、スギ・ヒノキの適地。 ・自然環境・景観に配慮した針広混交林を造成。				3. 事業の実施環境等（１）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」			
				A・・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・・上記A、B以外の計画である。			
				・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。			
				3. 事業の実施環境等（２）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」			
				A・・・他事業との連携が図られた計画となっている B・・・他事業との連携について調整中である C・・・上記A、B以外の計画である。 －・・・該当しない			
				・計画なし			

新規採択箇所の現況

神通・庄川広域流域〔対象地番号：75〕

ギフケン ヒダシ
岐阜県 飛騨市

（無立木地、造林地所有者：その他法人）



新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	154	区域名	熊野川広域流域（和歌山県田辺市）
-------	-----	-----	------------------

Ⅰ 必須事項				Ⅱ 優先配慮事項				
審査の内容				判定	評価指標			評価
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること				○	1. 有効性（１）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」			A
・対象地は、重要流域である熊野川流域内に位置 等。					A・・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。			
・対象地の林況は無立木地。					・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。			
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること				○	1. 有効性（１）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」			A
・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能。					A・・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。			
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用対効果分析の結果が1.0以上であること				○	・紀南地域森林計画、田辺市森林整備計画に適合したものとなっている。			
総便益（B） 39,504千円 総費用（C） 14,511千円 ・B／C ＝ 2.72					①水源かん養便益 25,158千円 ②山地保全便益 11,431千円 ③環境保全便益 2,631千円 ④木材生産等便益 284千円			
4. 事業の採択要件を満たしていること 独立行政法人森林総合研究所業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること				○	2. 効率性（１）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」			A
・対象地は保安林指定(水涵)、林況は無立木地、権利関係は問題なし。					A・・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・・上記A、B以外の計画である。			
・対象地の契約見込面積は6ha。					・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。			
・治山事業による実施の計画はない。								
・事業の重点化要件に該当（重要流域の熊野川流域内、鮎川簡易水道等の上流）。					3. 事業の実施環境等（１）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」			B
				A・・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・・上記A、B以外の計画である。				
				・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。				
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること				○	3. 事業の実施環境等（２）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」			－
・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望。					A・・・他事業との連携が図られた計画となっている B・・・他事業との連携について調整中である C・・・上記A、B以外の計画である。 －・・・該当しない			
・造林者は造林能力のある中辺路町森林組合を予定。					・計画なし			
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること				○				
・対象地の自然環境は標高510m、平均傾斜急（30° 以上）、土壌BDであり、スギ・ヒノキの適地。								
・自然環境・景観に配慮した針広混交林を造成。								

新規採択箇所の現況

熊野川広域流域〔対象地番号：154〕

ワカヤマケン タナベ シ
和歌山県 田辺市

（無立木地、造林地所有者：記名共有）



新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	176	区域名	円山・千代川広域流域（鳥取県東伯郡北栄町）
-------	-----	-----	-----------------------

I 必須事項

審査の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること ・対象地は、重要流域である日野川流域内に位置 等。 ・対象地の林況は粗悪林相地（マツクイムシ被害地）。	○
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能。	○
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用対効果分析の結果が1.0以上であること 総便益（B）92,669千円 総費用（C）34,343千円 ・B／C ＝ 2.70 ①水源かん養便益48,908千円 ②山地保全便益36,052千円 ③環境保全便益6,986千円 ④木材生産等便益723千円	○
4. 事業の採択要件を満たしていること 独立行政法人森林総合研究所業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること ・対象地は保安林(水涵)、林況は粗悪林相地、権利関係は問題なし。 ・対象地の契約見込面積は20ha。 ・治山事業による実施の計画はない。 ・事業の重点化要件に該当（日野川流域、北栄町上水道）。	○
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望。 ・造林者は造林能力のある鳥取県中部森林組合を予定。	○
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること ・対象地の自然環境は標高240m、平均傾斜15° ～30° 未満、土壌BD(d)であり、ヒノキの適地。 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成。	○

II 優先配慮事項

評価指標	評価
1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」 A・・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	A
1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」 A・・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。 ・天神川地域森林計画、北栄町森林整備計画に適合したものとなっている。	A
2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 A・・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。	A
3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」 A・・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	B
3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」 A・・・他事業との連携が図られた計画となっている B・・・他事業との連携について調整中である C・・・上記A、B以外の計画である。 －・・・該当しない ・計画なし	－

新規採択箇所の現況

円山・千代川広域流域〔対象地番号：176〕

トトリケン トウハクガン ホクエイチョウ
鳥取県 東伯郡 北栄町

（粗悪林相地（マツクイムシ被害地）、造林地所有者：財産区）



新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	276	区域名	菊池・球磨川広域流域（熊本県球磨郡多良木町）
-------	-----	-----	------------------------

Ⅰ 必須事項				Ⅱ 優先配慮事項			
審査の内容				評価指標			
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること				1. 有効性（１）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」			
・対象地は、重要流域である大淀川流域内に位置。 ・対象地の林況は無立木地。				A・・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。			
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること				・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。			
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用対効果分析の結果が1.0以上であること				1. 有効性（１）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」			
総便益（B） 166,811千円 総費用（C） 59,017千円 ・B／C ＝ 2.83				A・・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・・上記A以外の計画である。			
①水源かん養便益 95,431千円 ②山地保全便益 53,821千円 ③環境保全便益 15,926千円 ④木材生産等便益 1,633千円				・球磨川地域森林計画、多良木町森林整備計画に適合したものとなっている。			
4. 事業の採択要件を満たしていること 独立行政法人森林総合研究所業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること				2. 効率性（１）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」			
・対象地は保安林指定予定（水涵）、林況は無立木地、権利関係は問題なし。 ・対象地の契約見込面積は28ha。 ・治山事業による実施の計画はない。 ・事業の重点化要件に該当（大淀川流域、田代八重ダムの上流）。				A・・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・・上記A、B以外の計画である。			
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること				・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。			
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること				3. 事業の実施環境等（１）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」			
・対象地の自然環境は標高800m、平均傾斜30° 以上、土壌BDであり、スギ、ヒノキの適地。 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成。				A・・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・・上記A、B以外の計画である。			
				・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。			
				3. 事業の実施環境等（２）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」			
				A・・・他事業との連携が図られた計画となっている B・・・他事業との連携について調整中である C・・・上記A、B以外の計画である。 －・・・該当しない			
				・計画なし			

新規採択箇所の現況

菊池・球磨川広域流域〔対象地番号：276〕

クマモトケンクマグン タラギマチ
熊本県 球磨郡 多良木町

（無立木地、造林地所有者：記名共有）

